**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事業者認定実施要領**

一般社団法人山梨県木材協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年４月１日

**第一　目的**

本実施要領は、一般社団法人山梨県木材協会（以下「山木協」という。）が平成２７年４月１日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

**第二　本実施要領に基づく認定の対象**

１　林野庁が平成２４年６月１８日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

２　認定は、原則として山梨県産材認証センターが認定した山梨県産材・合法木材取扱事業者を対象とする。

**第三　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請**

１　認定を受けようとする事業者は、【別記１】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を山木協に提出しなければならない。

２　また、【別表】で定める「認定手数料」及び「維持管理費」については、認定決定後速やかに納入するものとする。

**第四　審査及びその結果の通知**

１　山木協は、認定のため代表理事が指名する審査員で構成される審査委員会〔別表１〕を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。

２　審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

３　山木協は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

**第五　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件**

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

①　間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。

②　入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（県内の発電施設等への配慮）

③　県内の発電施設等へ著しい影響を及ぼさないように、適切に配慮して木　　質バイオマスの供給に努めること。

（帳票管理）

④　間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

⑤　関係書類（証明書を含む。）を５年間保存することとしていること。

（責任者の選任）

⑥　本取組の責任者が１名以上選任されていること。

（GHG関連情報の管理等）

⑦　国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

**第六　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表**

１　山木協は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記２】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（２において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を山木協のホームページ等に公表するものとする。

２　事業者認定書の有効期間は認定の日から３年間とする。

**第七　証明事項の記載**

１　認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。

２　なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記３－１】【別記３－２】とする。

**第八　取扱実績報告及び公表**

１　認定事業者は、【別記４】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年５月末までに、山木協へ報告する。

２　山木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

**第九　立入検査**

山木協は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、山木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど山木協に協力しなければならない。

山木協は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

**第十　認定事業者の取消し**

１　山木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を山木協のホームページ等に公表するものとする。

①　証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があったとき。

②　認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。

③ 木協が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

④　第九に定める立入検査を拒否したとき。

⑤　この事業に対しあらかじめ合意した費用の負担が実行されないとき。

２　山木協は、認定を取り消したときは、【別記５】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

**第十一　発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続**

１　認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する１ヶ月前までに、【別記１ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請　書（継続）」を山木協に提出しなければならない。

２　前項の認定更新手数料及び維持管理費は認定されなかった場合、返納する。

附則　本実施要領は、令和２７年４月１日から施行する。

附則　本実施要領は、令和２９年５月１２日から施行する。

附則　本実施要領は、令和７年４月１日から施行する。